

## 医療従事者への慰労金

保険医療機関において、2020年1月15日から6月30日までの間に通算10日以上、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を支給。支給額は20万円・10万円・5万円の3種類。県から役割を設定された医療機関等（歯科含む）に勤務していた方以外は5万円が支給されます。

医療機関で代表して受領していただき、各対象者に支給後、事後報告を行う必要があります。

## 感染拡大防止等支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための対策を講じる診療所等に対して、感染防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助。無床診療所の場合、医科・歯科ともに100万円を上限に補助されます。

申請方法は①事前に支援金を概算で請求し、後で精算する「概算払」、②先に必要な物品等に支出し、その領収証等を提出して精算する「精算払」の2種類があります（「精算払」の手続き概要は後日公表予定）。

### 申請方法

#### 【主な必要書類】 ※ダウンロード可

##### ①最初に提出するもの

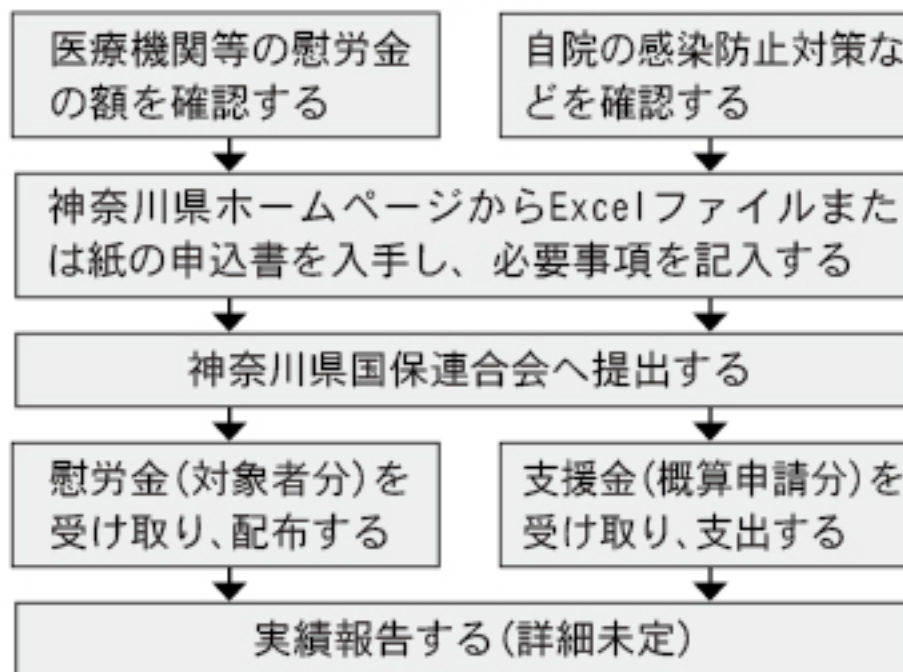
- ・様式第6号（表紙）
- ・様式第1号（医療機関情報）
- ・様式第2号（給付対象内訳）

##### ②提出不要だが、作成して保管

- ・様式第3号（委任状）

##### ③事後提出

- ・様式第7号（給付後の実績報告書）
- ・様式第8号（実績報告鑑）



#### 【主な必要書類】 ※ダウンロード可

##### ①最初に提出

- ・様式第1号（表紙）
- ・様式第2号（事業実施計画書）

##### ②事後提出

- ・第5号様式（実施状況報告書）

※詳細な手続き方法はまだ公表されていません。

※左記の申請方法は「概算払」の場合を示しています。

### 注意点

#### 【医療従事者への慰労金】

すでに退職している方でも支給要件を満たしていれば支給対象です。申請方法は原則として勤務していた医療機関でまとめて申請しますが、例外的に個別に申請することも可能です。その時、勤務実績を証明する書類が必要となります。

各対象者に慰労金を支払う際に要した振込手数料も後から補助されるため、事後に提出する書類（様式第7号（給付後の実績書）・様式第8号（実績報告鑑））とともに振込に関する証拠書類も提出する必要があります。

※慰労金は「非課税所得」です。誤って源泉徴収しないようお願いいたします。また、支払の際は給与支払とは別にお支払ください。

#### 【慰労金・感染拡大防止等支援事業 共通】

**MacintoshだとExcelがうまく起動しない事例が多く見られます。**その場合は書面での申請をご検討ください。

申請書類は、神奈川県ホームページからダウンロードしていただくか、返信用封筒（140円切手を貼付）を下記へ郵送し、取り寄せる必要があります。

（返信用封筒の送付先）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局医療課

※封筒の表に、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付申請様式送付希望」または「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業申請様式送付希望」と明記してください。

※申請手続きは各月15日～末日です。各月1日～14日までは申請を受け付けていませんのでご注意ください。

※慰労金・支援金等の振込は最速で提出月の翌月末ごろが予定されています。

### 相談窓口

神奈川県慰労金・支援金(医療)専用ナビダイヤル ☎0570-033-160(平日10時から17時)、または協会・税対経営部 ☎045-313-2111へお問合せください。

県HP

